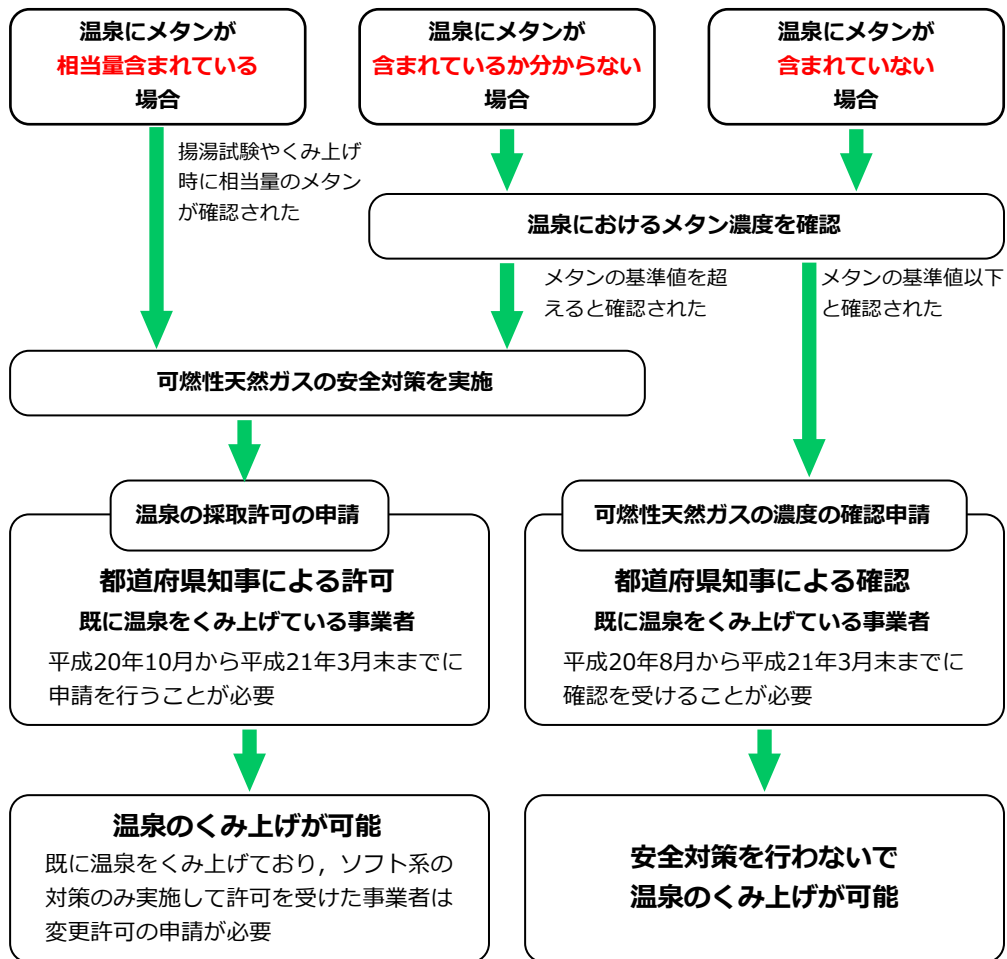


温泉施設のメタンガス調査について

温泉法が改正され、温泉くみ上げ又はくみ上げようとする全ての事業者は、許可申請又は確認申請が必要となりました。



測定方法

1. 基本的に携帯型可燃性ガス検知器で測定します。(検知器法)
 - ・ 5.0%LEL以上の可燃性ガス(主にメタンガス)を現場で即座に計測します。
 2. その他テドラバグーガスクロマトグラフを用いた精密分析もできます。(精密法)
 - ・ 0.01%LEL以上のメタンガスを正確に測定します。
- なお、この場合はメタンだけでなく、酸素、窒素、水素、二酸化炭素のガス組成も測定することができます。(JIS K 2301：燃料ガス及び天然ガス分析・試験方法 ガスクロマトグラフ法)



携帯型ガス検知器



ガスクロマトグラフによる分析